

県営住宅における移住お試し用住戸・移住定住用住戸に関するFAQ

Q1. 入居の対象となる人はどのような人か。

A1. 県外から県内に移住を検討している方で、一定の要件を満たす必要があります。

(主な要件)

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 同居者は、原則として親族（婚約者を含む）であること。
- (3) 申請日時点で6ヵ月以上県外に在住していること。
- (4) 1ヵ月以上の使用を予定していること。
- (5) 単身の場合、学生又は生徒でないこと。
- (6) 県が実施するアンケートに協力すること。

Q2. 何をもって「移住」と判断されるのか。

A2. 原則として、申込み時点より6ヵ月前から継続して三重県外に住民票があることをもって判断します。

Q3. 「移住お試し用住戸」と「移住定住用住戸」との違いは。

A3. 移住定住へのきっかけとして一時使用していただくために、

比較的短期間の入居を想定した「移住お試し用住戸」と

比較的長期間の入居を想定した「移住定住用住戸」

の取扱いが若干異なる住戸を用意しました。主な違いは次のとおりです。

	お試し用	定住用
使用期間	1ヵ月～最長2年間	1ヵ月～最長5年間
家賃	収入に関わらず一定 蔵持団地：16,800円 服部団地：14,200円	収入により変動 西豊浜団地：14,700～38,700円 古江団地：8,600～22,500円
敷金	免除 (退去時の清掃費は必要)	家賃3ヵ月分
その他	エアコン1台、ガスコンロ、 照明器具あり	

Q4. 申込先はどこか。

A4. 巻末の「問合せ・申込み先」にお申し込みください。

Q5. いつ申し込みを行うのか。

A5. 入居日は毎月1日となります。ホームページで案内する期間内にお申し込みください。概ね、1ヵ月前までに申込みを締め切ります。

Q6. 入居を検討している住戸が入居済となっていた場合、入居の事前予約は可能か。

A6. 入居の事前予約は受け付けておりません。入居されている方が退居した後、改めて募集を開始してからのお申し込みとなります。

Q7. 外観、間取り、住戸内部の状況などは閲覧可能か。

A7. 次のリンク先から閲覧いただけます。

https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35759031350_00001.htm

スマートフォンからはこちら



Q8. 申し込みが複数の場合、入居者の決定は、先着順・抽選のどちらになるのか。

A8. 先着順となります。

Q9. アンケートに協力が必要とあるがどのようなものか。

A9. 入居後に三重県への移住を決めた理由などの簡単なアンケートに回答していただきます。

Q10. 家賃は変更されるのか。また、更新は必要か。

A10. 毎年度、家賃の見直しを行います。(見直しの結果、変更しない場合もあります。) お試し用住戸の場合、土地や建物の評価額の変動などにより家賃変更が生じる可能性があります。

定住用住戸の場合は、土地や建物の評価額の変動などに加え、収入に応じて家賃を決定します。

更新については、家賃決定に併せて毎年度4月1日に行う必要があり、1か月前までに更新手続きに必要な書類を提出していただきます。なお、更新手数料は発生しません。

Q11. 駐車場はあるのか。また、使用料はいくらか。

A11. お試し用住戸の蔵持団地及び定住用住戸の西豊浜団地には、三重県で管理している駐車場があります。

使用料は、蔵持団地が1,700円/月、西豊浜団地が1,400円/月となります。

お試し用住戸の服部団地及び定住用住戸の古江団地内には、駐車場はありませんので、お車をご利用される場合は、近隣の駐車場を別途ご契約いただく必要があります。

Q12. 家賃、駐車場使用料以外に共益費のようなものの負担はあるのか。

A12. 各団地の自治会組織が集金を行っている共益費は、ご負担いただくこととなります。

Q13. 定住用住戸の敷金は、いつまでに支払う必要があるのか。

A13. 許可された使用開始日までにお支払いいただく必要があります。

Q14. 家賃はいつまでにどのように納めればよいのか。

A14. 各月の末日（末日が休日の場合、翌営業日）までに、納付書にて納めてください。
なお、家賃支払い方法は、納付書による納付のみとなります。

問合せ・申込み先

三重県 県土整備部 住宅政策課 公営住宅班

TEL: 059-224-2703

FAX: 059-224-3147

E-MAIL: jutaku@pref.mie.lg.jp